

“かみごおりマイナカード奨励” 地域振興券

実施要領

上郡町商工会

事業名称	“かみごおりマイナカード奨励” 地域振興券発行事業
目的等	上郡町では、デジタル社会の重要なインフラとなるマイナンバーカードの普及促進と消費喚起を目的に、マイナンバーカードを保有、または、基準日までに取得された住民の方に『“かみごおりマイナカード奨励” 地域振興券 (以下「マイナ地域振興券」という。)』を交付する。
事業概要	<p>「マイナ地域振興券」 (配布方法)</p> <p>①上郡町より町内に住民登録のある下記配布対象者に郵送にて「マイナ地域振興券」を発送する。</p> <p>(利用方法)</p> <p>③マイナ地域振興券は、事前に登録のあった店舗のみで使用できる。</p> <p>④マイナ地域振興券は、大型店・中小店共通券の3枚、中小店専用券2枚。</p> <p>(換金方法)</p> <p>⑤使用されたマイナ地域振興券は、裏面に店名を記入し、請求用紙に枚数を確認のうえ記入し、商工会に持参。事前に登録店希望の金融機関の小切手と交換する。</p>
事業実施体系	①上郡町商工会は上郡町からの委託を受け、マイナ地域振興券の取扱い事業所の「募集登録」とマイナ地域振興券の「換金事務」を行う。
配布対象者	基準日時点で、上郡町に住民登録があり、かつ有効なマイナンバーカードをお持ちの方、またはマイナンバーカードの交付を受けられた方
配布の期間及び配布方法	<p>①既保有者には、8月から順次郵送にて発送。</p> <p>②新たに取得された方は、交付手続き完了後に発送。</p>
取扱い対象事業所	<p>(取扱い対象事業所)</p> <p>「マイナ地域振興券」の取扱いの対象となるのは、上郡町内で営業する法人・個人の店舗・事業所のうち本実施要領に掲げる「取扱店登録申込書」の提出があった登録店とする。</p> <p>(登録店の募集方法)</p> <p>町内新聞折込チラシ、えんしんネット、郵送等において周知する。</p> <p>(申込期日)</p> <p>マイナ地域振興券の取り扱いを希望する事業所は、「取扱店登録申込書」に</p>

	<p>必要事項を記入の上、7月4日（月）の午後5時までに上郡町商工会へ提出する。</p> <p>（注）期日後でも取扱店の登録申し込みは可能とするが、交付時に配布する取扱店一覧表には掲載されない。</p>
額面と発行セット数	<p>① 額面は1枚1,000円、1セット5枚綴り5,000円とする。</p> <p>② 7300セットを配布（予定）</p>
マイナ地域振興券の内容	<p>「マイナ地域振興券」1セットのうち、3,000円(3枚)を「大型店・中小店共通券」、残りの2,000円(2枚)を「中小店専用券」とする。</p>
配布単位	<p>配布対象者1人につき1セット（1冊）、5,000円分を配布する。</p>
使用期間	<p>配布日の令和4年9月1日（木）から令和4年12月31日（土）までとし、有効期間を過ぎた場合は無効となる。</p> <p>また、期間を過ぎ無効となったマイナ地域振興券の払い戻しには応じない。</p>
換金業務等に関する主要事項	<p>1. 換金業務</p> <p>① 取扱対象事業所は、使用済み「マイナ地域振興券」裏面の『取扱店印欄』に取扱店名が判別できる印を押印し、『換金請求書』に枚数・請求金額を記入の上、商工会へ持参する。</p> <p>※取扱対象事業者からの使用済み「マイナ地域振興券」換金については、換金手数料は徴収しない。</p> <p>② 商工会はその場で持ち込み枚数を確認し、2枚複写となっている換金請求書の1枚を登録事業者控として、1枚を商工会控としてそれぞれ保有する。</p> <p>③ 商工会は、換金請求書の金額と使用済み「マイナ地域振興券」の枚数を確認後、銀行渡りの小切手にて支払いを行う。その際、商工会控の小切手受領印欄に受領者名の記入と受領印を押印する。</p> <p><u>（換金期間）</u></p> <p>令和4年9月5日（月）～令和5年1月31日（火）までの土・日・祝日・12/29・12/30・12/31・1/1・1/2・1/3を除く、平日の午前9時から午後5時まで。</p>
告知方法等	<p>町民への告知は、次の方法により町と商工会が連携して行う。</p> <p>具体的には、「広報かみごおり」「商工会発行のチラシ」「上郡民報」「役場ホームページ」「商工会ホームページ」「円心ネット」等を利用し、周知徹底に努める。</p>

<p>使用の対象外</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・たばこ ・出資や税金、水道光熱費等の公共料金 ・商品券類、プリペイドカード類、有価証券類 ・切手、官製はがき、印紙 ・不動産に係る支払い ・仕入れ等の事業資金
<p>取扱いに係る 注意事項</p>	<p>1. 取扱対象事業所は、次に掲げる事項を遵守する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配布期間中は、「マイナ地域振興券」取扱店であることを示すポスターをよく目につく場所に掲示する。 ② 釣り銭は出さない。 ③ 「マイナ地域振興券」有効期間を過ぎた場合の使用には応じない。 ④ 「マイナ地域振興券」の利用者に際し、常に気持ちの良い接客に努める。 ⑤ 取扱対象事業所は、「マイナ地域振興券」の交換、譲渡及び売買を行ってはならない。 ⑥ その他、本実施要領に記載する事項。 <p>2. 偽造券使用に関する重要事項</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 「マイナ地域振興券」の受取りにあたり、取扱対象事業所は見本券と照合し適正な真券であるか十分確認する義務を負う。 ② 取引終了後、偽造券であることを発見した場合は、直ちに商工会に通報し、回収した偽造券を引き渡すこととする。 ③ 換金時において偽造券であることが発覚した場合も、偽造券に対する小切手での対価の支払いはしない。
<p>不適切な行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「マイナ地域振興券」を購入した者が自社商品の購買に「マイナ地域振興券」を活用してはならない。 ・「マイナ地域振興券」の利用を見込んで通常よりも高い価格を設定するなど、配布事業者側が消費喚起の趣旨に反する行為をしてはならない。 ・「マイナ地域振興券」を事業の用に供するための物品・サービス等の調達に用いることはできない。
<p>登録の抹消等</p>	<p>取扱対象事業所が、本実施要領に違反した場合には、商工会はその登録を抹消することができる。</p>

令和4年6月15日